

平成2年5月11日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

交通安全教育業務に係る個人情報の目的外利用について  
及び本人通知をしないことについて（答申）

平成2年4月24日付藤道交第2号をもって諮問された、交通安全教育業務に係る軽自動車税申告書の目的外利用について及び本人通知をしないことについて、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項による目的外利用の必要性を認める。
- ・ 同条例第9条第3項による本人に通知しないことの合理性を認める。

#### 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、交通安全教育業務に係る軽自動車税申告書の目的外利用の必要性及び本人に通知しないことの合理性は、次のとおりである。

- ・ 目的外利用の必要性について
  - ① 近年、神奈川県内において二輪車の事故が激増しているが、中でも藤沢市内における事故件数の増加は著しいものがあり、緊急に対策を講ずる必要がある。
  - ② そこで、市内の二輪車の全所有者に対し事故の実態を周知するとともに、安全運転の必要性を訴え、また安全運転競技大会への参加呼び掛けをしたい。
  - ③ 周知方法としては、広報やチラシによる周知だけでなく、二輪車の所有者一人ひとりの意識啓発を促すため、葉書による個別の通知をするものである。
- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について
  - ① 対象者は約67,000人にのぼり、事前通知をするためには相当の費用と膨大な事務量が必要となる。

- ② 利用する情報の内容は住所及び氏名であり、住民基本台帳でいうところの基本事項の範囲内である。
- ③ 以上のことから、目的外利用する個人情報の内容の重要性の軽重の度合いに比して、通知の費用や事務量が過分に必要となり、業務処理の効率性が著しく損なわれるため、省略することとしたい。

### 3 審議会の判断理由

- ・ 目的外利用の必要性について
  - ① 藤沢市内において特に二輪車の事故が多発している状況の中で、県市が行う緊急対策事業に加え、市が独自で事故防止対策に取り組む必要性は認められる。
  - ② 二輪車の所有者に通知することについては、所有者と実際の運転者は必ずしも一致しないと思われるが、その場合においても、所有者には運転者に対して安全運転をさせるように努める義務があることを考えると、その合理性は認められる。
  - ③ 個別に通知をすることについては、事故を防止するためには一人ひとりの意識を高めることが重要であり、その必要性は認められる。
  - ④ 以上のことから、軽自動車税申告書の目的外利用を認めるものである。
- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について  
利用する情報の項目は住所及び氏名であり、またその目的の公益性に加え、事故発生状況による緊急性を考慮すれば、対象者の数からしても通知の費用や事務量が過分に必要となり、業務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前通知を省略することの合理性は認められる。

以 上